

厚生労働省の通知

1. 关于“派遣自立支援翻译”

(1) 2005 年度的主要修改点

按以往有关规定，只限于归国后 4 年以内的归国者本人及其配偶，在利用医疗机构和护理保险之际，可享受“派遣自立支援翻译”的待遇；现经过制度修改，已将归国后所需（4 年）年数废除。

(2) 2006 年度的主要修改点

归国定居者，在职业能力开发校等设施内接受“短期训练课程”或“适应工作环境训练”时，可享受“派遣自立支援翻译”的待遇。

※ 有关何人可享受派遣自立支援翻译的待遇，以及有关派遣条件等制度方面的问题，请向厚生劳动省社会・援护局援护企画课中国孤儿等对策室咨询。

2. 关于“定居促进对策概要”

2006 年 4 月 1 日至现在，关于遗华日本人等的“定居促进对策概要”，请参阅随寄的资料。

(別紙)

定 居 促 进

措 施 概 要	实 施 年 度	负责省行
1 归国援助		
・ 支付回国旅费等 (从中国居住地至出境地的铁路费、住宿费等 在出境地的住宿费 从出境地至日本入境地的航空旅费 从入境地至日本居住地的铁路费、住宿费、回乡(杂)费等)		厚生劳动省 外务省 厚生劳动省
・ 面向为抚养 65 岁以上的父母而回国的一个子女家庭的援助	始于 1994 年度	厚生劳动省
・ 援助对象扩大至 60 岁以上	始于 1995 年度	厚生劳动省
・ 援助对象扩大至 55 岁以上	始于 1997 年度	厚生劳动省
2 定居援助		
・ 使归国者一行入境后留宿一夜，介绍 各种行政机关的服务窗口及实施有关生活习惯差异性的说明会	始于 1979 年度	厚生劳动省
・ 进入中国归国者定居中心 (遗华孤儿 遗孀/遗属)	始于 1983 年度 始于 1993 年度	厚生劳动省
・ 安排日元引进人		

厚生労働省からのお知らせ

1 「自立支援通訳派遣事業」について

(1) 平成 17 年度の主な改正点

これまで帰国者本人及び配偶者の方が医療機関や介護保険を利用する際には、帰国後経過年数 4 年以内の方としておりましたが、帰国経過年数を撤廃しました。

(2) 平成 18 年度の主な改正点

永住帰国者等の方が職業能力開発校等において「短期間の訓練課程」を受講する場合や「職場適応訓練」等を受ける場合に派遣できることとなりました。

※ 自立支援通訳を派遣できる対象者や派遣要件等制度に関する情報は厚生労働省社会・援護局援護企画課中国孤儿等対策室へお尋ねください。

2 「定着促進対策の概要」について

平成 18 年 4 月 1 日現在の中国残留邦人等に係る「定着促進対策の概要」は、別紙のとおりです。

